

○静岡ヘリポート条例施行規則

平成15年4月1日

規則第228号

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡ヘリポート条例(平成15年静岡市条例第239号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用等の届出)

第2条 条例第4条前段の規定による静岡ヘリポート(以下「ヘリポート」という。)の利用の届出は、静岡ヘリポート利用届出書(様式第1号)を事前に指定管理者に提出して行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他特別の理由により、事前に当該届出書を提出することが困難な場合は、電話等により行うことができる。

2 前項ただし書の規定により届け出たときは、着陸後速やかに当該届出書を指定管理者に提出しなければならない。

3 前2項の規定は、条例第4条後段の届け出た事項の変更の届出について準用する。この場合において、第1項中「静岡ヘリポート利用届出書(様式第1号)」とあるのは、「静岡ヘリポート利用変更届出書(様式第2号)」と読み替えるものとする。

(平17規則163・一部改正)

(運用時間外の利用許可の申請等)

第3条 条例第5条第1項の規定によるヘリポートの運用時間外の利用の許可の申請は、静岡ヘリポート運用時間外利用許可申請書(様式第3号)を事前に指定管理者に提出して行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他特別の理由により、事前に当該申請書を提出することが困難な場合は、電話等により行うことができる。

2 前項ただし書の規定により申請したときは、着陸後速やかに当該申請書を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前2項の規定による申請を許可したときは、静岡ヘリポート運用時間外利用許可書(様式第4号)を当該申請者に交付するものとする。

(平17規則163・一部改正)

(構内営業の許可の申請等)

第4条 条例第12条第1項前段に規定する規則で定める場合は、次に掲げる事業を営む者が当該事業に係る営業を行おうとする場合とする。

(1) 航空法(昭和27年法律第231号)第100条第1項又は第123条第1項の許可を受けて行う航

空運送事業又は航空機使用事業

(2) 航空法第133条第1項の届出をして行う航空運送代理店業

(3) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項の免許を受けて行う一般旅客自動車運送事業

2 条例第12条第1項前段の規定による営業の許可の申請は、静岡ヘリポート構内営業許可申請書(様式第5号)を指定管理者に提出して行うものとする。

3 指定管理者は、前項の規定による申請を許可したときは、静岡ヘリポート構内営業許可書(様式第6号)を当該申請者に交付するものとする。

4 前2項の規定は、条例第12条第1項後段の規定による許可を受けた事項の変更の申請及び許可書の交付について準用する。この場合において、第1項中「静岡ヘリポート構内営業許可申請書(様式第5号)」とあるのは「静岡ヘリポート構内営業変更許可申請書(様式第7号)」と、前項中「静岡ヘリポート構内営業許可書(様式第6号)」とあるのは「静岡ヘリポート構内営業変更許可書(様式第8号)」と読み替えるものとする。

(令8規則71・追加)

(人工地盤の使用許可の申請等)

第5条 条例第13条第1項前段の規定による人工地盤の利用の許可の申請は、静岡ヘリポート人工地盤利用許可申請書(様式第9号)を指定管理者に提出して行うものとする。

2 指定管理者は、前項の規定による申請を許可したときは、静岡ヘリポート人工地盤利用許可書(様式第10号)を当該申請者に交付するものとする。

3 前2項の規定は、条例第13条第1項後段の規定による許可を受けた事項の変更の申請及び許可書の交付について準用する。この場合において、第1項中「静岡ヘリポート人工地盤利用許可申請書(様式第9号)」とあるのは「静岡ヘリポート人工地盤利用変更許可申請書(様式第11号)」と、前項中「静岡ヘリポート人工地盤利用許可書(様式第10号)」とあるのは「静岡ヘリポート人工地盤利用変更許可書(様式第12号)」と読み替えるものとする。

(平17規則163・一部改正)

(使用料の納付方法)

第6条 条例第14条の規定による条例別表第1に定める使用料の納付は、着陸料にあつては着陸直後に、停留料にあつては停留を終わったときに行わなければならない。ただし、市長があらかじめ承認したときは、市長が指定する期限までに行うことができる。

2 条例第14条の規定による条例別表第2に定める使用料の納付は、当該許可を受けた日から1月を超えない範囲内において市長が指定する日までにその全額を納付して行わなければな

らない。ただし、市長があらかじめ承認したときは、市長が指定する時期に分割して納付することにより行うことができる。

(減額又は免除の基準)

第7条 条例第15条に規定する使用料の減額又は免除の基準は、次の各号に掲げるとおりとし、減額し、又は免除する使用料の額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 国又は地方公共団体が公用のため利用するとき 使用料の全額
- (2) 離陸後天候不良等のやむを得ない事情により再度着陸のため利用したとき 使用料のうち着陸料の全額
- (3) やむを得ない事情により不時着のため利用したとき 使用料のうち着陸料の全額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別な理由があると認めるとき 市長が減額又は免除の必要があると認める使用料の額

第8条 条例第15条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、静岡ヘリポート使用料減額・免除承認申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、静岡ヘリポート使用料減額・免除承認通知書(様式第14号)を当該申請者に交付するものとする。

(還付の申請)

第9条 条例第16条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、静岡ヘリポート使用料還付承認申請書(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、静岡ヘリポート使用料還付通知書(様式第16号)を当該申請者に交付するものとする。

(損傷等の届出)

第10条 ヘリポートの施設を損傷し、又は滅失した者は、直ちにその旨を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(指定管理者の指定の申請書類)

第11条 条例第21条の規定による申請は、静岡ヘリポート指定管理者指定申請書(様式第17号)に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 静岡ヘリポート事業計画書(様式第18号)
- (2) 静岡ヘリポート事業計画に関する収支予算書(様式第19号)
- (3) 定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本
- (4) 役員名簿
- (5) 経営(事業)状況に関する書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

(平17規則163・追加)

(協定の締結)

第12条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者とヘリポートの管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 市が支払うべき管理費用に関する事項

(3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(4) 事業報告に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

(平17規則163・追加)

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、ヘリポートの管理に関し必要な事項は、別に定める。

(平17規則163・旧第10条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の静岡ヘリポート条例施行規則（平成4年静岡市規則第41号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年10月31日規則第163号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第10条を第12条とし、第9条の次に2条を加える改正規定及び様式第12号の次に3様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年8月31日規則第66号）

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和8年3月31日規則第71号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。



様式第2号（第2条関係）

静岡ヘリポート利用変更届出書

年 月 日

(宛先) 指定管理者  
 名 称  
 代表者氏名

住所 } 法人にあつては、その主たる事務所の所在地  
 申請者 氏名 } 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名  
 電話

静岡ヘリポートの利用について届け出た事項の変更をしたいので、静岡ヘリポート条例第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更しようとする 原利用届出	届出年月日	年 月 日
	ヘリコプターの国籍登録記号	JA
変更に係る事項		
変更理由		
その他		

(下欄は、記入しないでください。)

着 陸	月 日 時 分	着陸料	円
停 留	時 分～ 時 分 ( 時間 分)	停留料	円
停 留	時 分～ 時 分 ( 時間 分)	停留料	円
離 陸	月 日 時 分	使用料合計	円
納付方法	1 即時納付 2 その他 ( )	領 収 確 認 者	使用料 確 認 者
(注) 選択肢のある事項は、該当番号を○で囲んでください。		連 絡 確 認 者	整理番号 —2

様式第3号（第3条関係）

静岡ヘリポート運用時間外利用許可申請書

年 月 日

(宛先) 指定管理者  
 名 称  
 代表者氏名

住所 ( 法人にあっては、その  
 主たる事務所の所在地 )

申請者 氏名 ( 法人にあっては、その  
 名称及び代表者の氏名 )

電話

静岡ヘリポート条例第5条第1項の規定により、静岡ヘリポートの運用時間外の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利用日時	月 日 時 分 から				月 日 時 分まで			
	着 陸	月 日 時 分	離 陸	月 日 時 分				
利用目的	(責任者 連絡先 )							
利用予定ヘリコプター	型式・国籍登録記号		最大離陸重量		型・JA		1 常駐機 2 外来機	
飛行経路	～静岡ヘリポート～							
乗組員名			乗降人数		乗 人・降 人 (乗組員を除く)			

(下欄は、記入しないでください。)

着 陸	月 日 時 分		着陸料	円
停 留	時 分～ 時 分 ( 時間 分)		停留料	円
停 留	時 分～ 時 分 ( 時間 分)		停留料	円
離 陸	月 日 時 分		使用料合計 円	
納付方法	1 即時納付 2 その他 ( )		使用料 確定者	受付印
時間外 対応者	連 絡 確認者		領 収 確認者	
(注) 選択肢のある事項は、該当番号を○ で囲んでください。				整理番号

様式第4号（第3条関係）

第 年 月 日 号

様

指定管理者  
 名 称  
 代表者氏名 ⑩

静岡ヘリポート運用時間外利用許可書  
 年 月 日付で申請のあった静岡ヘリポートの運用時間外の利用について、次のとおり許可します。

利用日時	月 日 時 分から 月 日 時 分まで											
	着陸	月	日	時	分	離陸	月	日	時	分		
利用施設	1 滑走路及びエプロン 2 エプロン											
利用目的												
利用予定 ヘリコプター	型式・国籍登録記号				最大離陸重量		トン		1 常駐機		2 型・JA 外来機	
飛行経路	～静岡ヘリポート～											
許 条 件 可 等												

(注) 選択肢のある事項は、該当番号を○で囲んでください。



様式第6号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

指定管理者  
名 称  
代表者氏名 ④

静岡ヘリポート構内営業許可書

年 月 日付けで申請のあった静岡ヘリポートにおける構内営業の許可について、次のとおり許可します。

営業場所	
営業種目	
営業目的	
営業面積	平方メートル
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用料	円
許可条件等	



様式第8号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

指定管理者  
名 称  
代表者氏名 ⑩

静岡ヘリポート構内営業変更許可書

年 月 日付けで申請のあった静岡ヘリポートの構内営業の変更について、  
次のとおり許可します。

変更を許可 した事項	
変 更 日	年 月 日から
許可条件等	



様式第 10 号（第 5 条関係）

第 号  
年 月 日

様

指定管理者  
名 称  
代表者氏名 ⑩

静岡ヘリポート人工地盤利用許可書

年 月 日付けで申請のあった静岡ヘリポートの人工地盤の利用について  
次のとおり許可します。

利 用 場 所			
利 用 目 的			
工作物の構造 及 び 規 模			
利 用 面 積	平方メートル	左のうち、 工作物の 設置面積	平方メートル
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
使 用 料	円		
許 可 条 件 等			



様式第12号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

指定管理者  
名 称  
代表者氏名 ⑩

静岡ヘリポート人工地盤利用変更許可書

年 月 日付けで申請のあった静岡ヘリポートの人工地盤の利用の変更について、次のとおり許可します。

変更を許可した事項	
変 更 日	年 月 日から
許可条件等	

様式第 13 号 (第 8 条関係)

静岡ヘリポート使用料減額・免除承認申請書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所 } (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)  
 申請者 氏名 } (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)  
 電話

静岡ヘリポート条例第 15 条の規定により、静岡ヘリポートの使用料の減額免除を受けたいので、次のとおり申請します。

利用日時又は利用期間	
使用料の種類及び額	
減額・免除申請する使用料の種類及び額	
減額・免除申請する事由 (○で囲む。)	1 国又は地方公共団体が公用のため利用するとき 2 離陸後天候不良等のやむを得ない事情により再度着陸のため利用したとき 3 やむを得ない事情により不時着のため利用したとき 4 その他 ( )
その他の	

(下欄は、記入しないでください。)

整理番号又は許可番号	1 整理番号 2 許可番号 第 号	受付印
備考		

(備考) 選択肢のある事項は、該当番号を○で囲むこと。

様式第 14 号 (第 8 条関係)

第 号  
年 月 日

静岡市長 様

静岡市長 氏 名 印

静岡ヘリポート使用料減額・免除承認通知書

年 月 日付けで申請のあった静岡ヘリポートの使用料の 減額 免除 については、  
次のとおり 減額 免除 したので通知します。

利用日時又は利用期間	
減額・免除する使用料の種類及び額	
納付使用料の種類及び額	
承認条件等	

様式第 15 号 (第 9 条関係)

静岡ヘリポート使用料還付承認申請書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)  
申請者 氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)  
電話

静岡ヘリポート条例第 16 条ただし書の規定により、静岡ヘリポートの使用料の還付を受けたいので、次のとおり申請します。

納 付 年 月 日	年 月 日
納付済みの使用料の種類及び額	
還付申請する使用料の種類及び額	
還付申請する理由	
そ の 他	

(下欄は、記入しないでください。)

整理番号又は許可番号	1 整理番号 2 許可番号 第 号	受付印
備 考		

様式第 16 号（第 9 条関係）

第 号  
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

静岡ヘリポート使用料還付通知書

年 月 日付けで申請のあった静岡ヘリポートの使用料の還付について、  
次のとおり通知します。

還付する使用料 の種類及び額	
還 付 方 法	
承 認 条 件 等	

様式第 17 号（第 11 条関係）

静岡ヘリポート指定管理者指定申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

	所在地	〔 法人以外の団体にあつて は、その代表者の住所 〕
申請者	名称	
	代表者氏名	
	電話	

静岡ヘリポートの指定管理者の指定を受けたいので、静岡ヘリポート条例第 21 条及び静岡ヘリポート条例施行規則第 11 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

様式第 18 号(第 11 条関係)

静岡ヘリポート事業計画書

事業計画の裏面・方針

実施事業の概要(事業の構成及び年間計画表)

実施体制図

特記事項(効果的に事業を行うための方策、市民サービスの向上のための施策等)



様式第1号 (第2条関係)

(平17規則163・令3規則66・一部改正)

様式第2号 (第2条関係)

(平17規則163・令3規則66・一部改正)

様式第3号 (第3条関係)

(平17規則163・令3規則66・一部改正)

様式第4号 (第3条関係)

(平17規則163・一部改正)

様式第5号 (第4条関係)

(令8規則71・追加)

様式第6号 (第4条関係)

(令8規則71・追加)

様式第7号 (第4条関係)

(令8規則71・追加)

様式第8号 (第4条関係)

(令8規則71・追加)

様式第9号 (第5条関係)

(平17規則163・令3規則66・令8規則71・一部改正)

様式第10号 (第5条関係)

(平17規則163・令8規則71・一部改正)

様式第11号 (第5条関係)

(平17規則163・令3規則66・令8規則71・一部改正)

様式第12号 (第5条関係)

(平17規則163・令8規則71・一部改正)

様式第13号 (第8条関係)

(平17規則163・令3規則66・令8規則71・一部改正)

様式第14号 (第8条関係)

(令8規則71・一部改正)

様式第15号 (第9条関係)

(平17規則163・令3規則66・令8規則71・一部改正)

様式第16号 (第9条関係)

(令 8 規則71・一部改正)

様式第17号 (第11条関係)

(平17規則163・追加、令 3 規則66・令 8 規則71　・一部改正)

様式第18号 (第11条関係)

(平17規則163・追加、令 8 規則71・一部改正)

様式第19号 (第11条関係)

(平17規則163・追加、令 8 規則71・一部改正)